

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一二三―四四

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一、十二 (略)

十三 海上保安庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ 警備救難部及び海洋情報部の業務であつ

て、船員法（昭和二十二年法律第百号）第

一条に規定する船員である職員その他これ

に準ずるものとして人事院が定める職員が

従事するもの

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一、十二 (略)

十三 海上保安庁警備救難部及び海洋情報部の業務であつて、船員法（昭和二十二年法律第

百号）第一条に規定する船員である職員その他

これに準ずるものとして人事院が定める職員

が従事するもの

（新設）

警備救難部管理課航空業務管理室の業務

(新設)

（イに掲げる業務を除く。）であつて、人

事院が定めるもの

十四・十五
(略)

十四・十五
(略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。